

## 最上地域医療連携推進協議会規約

### (設置)

第1 最上地域における医療資源を有効に活用し、効率的な医療提供体制を構築するため、医療機関の連携等に係る調整・意見交換の場として、最上地域医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2 協議会は、次の事項について協議し、及び事業を行う。

- (1) 地域の医療連携のあり方に関すること。
- (2) 地域連携クリティカルパスの拡充、医療情報ネットワークの構築等、医療連携の具体的方策に関すること。
- (3) その他医療連携の推進に関して必要な事項

### (構成・役員)

第3 協議会を構成する団体・機関及び役員は、別表のとおりとする。

### (職務)

第4 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の財産の状況及び決算を監査する。

### (協議会決定事項)

第5 協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 資産の管理
- (5) その他協議会の運営に関する事項

### (協議会の開催)

第6 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議決は、出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第7 地域の医療連携に関する専門的事項を検討させるため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員が指定する者により構成し、部会の代表及び副代表は会長が指名する。

3 部会の運営に関して必要な事項は、会長の承認を得て部会の代表が定める。

(経費)

第8 協議会の経費は、補助金、負担金その他の収入金をもって充てる。

(会計)

第9 協議会の会計事務及び契約事務は、山形県の事務の例による。

2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとなる。

(事務局)

第10 協議会の事務局を最上保健所に置く。

(補則)

第11 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の、原則として事前の承認を得て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成23年10月4日から実施する。ただし、協議会の予算・会計に関する部分は、平成24年4月1日から実施する。

2 平成22年8月9日に設置した最上地域連携クリティカルパス検討会及び同年6月24日に設置した最上地域医療情報ネットワーク検討会は、第7の定めによる専門部会とみなす。

## 別表

### 1 構成団体・機関

- (1) 一般社団法人 新庄市最上郡医師会
- (2) 県立新庄病院
- (3) 最上町立最上病院
- (4) 町立真室川病院
- (5) 町立金山診療所
- (6) 大蔵村診療所
- (7) 戸沢村中央診療所
- (8) 新庄徳洲会病院
- (9) 最上保健所

### 2 役員

役職名	左欄の役職に充てる者
会 長	一般社団法人 新庄市最上郡医師会 会長
副会長	最上保健所 所長
委 員	県立新庄病院 院長
委 員	最上町立最上病院 院長
委 員	町立真室川病院 院長
委 員	町立金山診療所 所長
委 員	大蔵村診療所 所長
委 員	戸沢村中央診療所 所長
委 員	新庄徳洲会病院 院長
監 事	最上町立最上病院 事務長
監 事	町立真室川病院 事務長